

FVC Mesh KYOTO 施設利用規約

第1条 総則

本規約は、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（以下、「運営者」という。）が運営するコワーキングスペース「FVC Mesh KYOTO」（以下、「当施設」という。）の利用に関して、会員が遵守すべき事項を定めたものです。会員は、当施設の利用に関し、本規約の内容を十分に確認の上、遵守するものとします。

第2条 入会要件

次の3点を全て満たすことを基本要件とします。

- (1) 事業目的で利用される方であること
- (2) 大学生(専門学校生を含む)以上、または、社会人の方であること
- (3) 利用期間が最低3か月以上であること(一部の会員種別を除く)

第3条 会員の登録

1. 当施設のご利用には、会員登録が必要です。入会希望者は入会申込書を運営者に提出し、運営者が審査の上、結果をEメールまたは書面で通知します。運営者が入会を許可した場合入会希望者は通知書に基づき初期費用を支払期日までに運営者に支払い、その確認をもって当施設の利用契約が成立します。
2. 会員は、登録した情報に変更が生じた場合は、運営者が指定する方法で届け出をおこなってください。届け出がなかったことで、会員が何らかの不利益を被った場合、運営者は一切の責任を負いません。
3. 会員には、当施設の開錠および複合機認証に必要な情報を登録したIDカードおよび会員ポスト等の鍵を貸与します。各自の責任において厳重に管理してください。なお、会員本人以外の他人への譲渡や貸与はできません。
4. 会員種別、会員種別ごとの利用可能なサービスおよび料金（会費、各種設備利用料、オプションサービス利用料）は、別紙「会員種別一覧」、「オプションサービス一覧」の通りとします。
5. 会員種別の変更は、毎月1日から可能です。変更される月の前々月末までに、書面で届け出てください。ただし、設備の制限などにより変更をお受けできない場合があります。

第4条 会費の支払

1. 会費の支払いは口座振替のみとします。ただし、本条に定める場合は除きます。
2. 毎月所定の日（金融機関休業日の場合はその翌営業日）に、以下の料金をご指定の口座より自動振替します。
 - (1) 翌月会費
 - (2) 前月の各種設備利用料（コピー利用料、会議室利用料など）
3. 自動振替手続きが未完了、または残高不足などの理由により、自動振替ができなかった場合は、運

営者指定日までに営業者指定の銀行口座に振り込みをしていただきます。

4. 会費およびオプションサービス利用料は、租税公課の増減、諸物価その他経済事情の変動により不相応となったときは、会員に事前の通知をしたうえで変更することがあります。

第5条 住所等の使用

1. 会員種別によっては、法人登記、名刺、会社案内などを目的として本施設の住所を使用することができます。ただし、個人の住所としての利用（住民票・戸籍など）はできません。
2. 営業者は法令の定めにより会員宛の宅配物を代理で受け取ることができません。不在で宅配物の受け取りが出来ない場合には、各自再配達手配を行ってください。

第6条 音・匂いに関する注意事項

1. 当施設の設備は防音ではありません。大声や騒音を出す行為は禁止しています。ただし、通常の業務を行う上で発生する音（例：会話、笑い声、足音、引き出しの開閉等）を除きます。
2. 携帯電話の使用は、当施設内ではマナーモードに設定の上（SOHO 会員が自室内で使用する場合を除く）、大きな声での通話は控えてください。
3. 当施設内には営業者指定のBGMが流れています。営業者指定のボリュームでご利用ください。なお、会員がBGMを変更することはできません。
4. 強い匂いが残るものや大きな音が出るものは、周囲に配慮し営業者の許可を得たうえで使用してください。

第7条 設備の利用に関する注意事項

1. 会員または第9条に規定する会員の来訪者による室内の備品等の破損・損傷・汚損等については、過失の軽重に関係なく原状復帰に必要な実費を全額当該会員負担とします。
2. 利用後は、使用した備品類をすべて元の位置に戻し、机、椅子、床などの整頓、および清掃をしてください。

第8条 撮影・取材・写真利用について

営業者以外の Web サイト、SNS やポータルサイト等での使用を目的として、施設内で撮影や取材を行い掲載する場合は、事前に営業者の許可を得てください。

第9条 来訪者

1. 会員は受付で入室手続きを行ったうえで来訪者を施設内に招き入れることができます。
2. 来訪者のみの利用および施設内滞在はできません。
3. 来訪者の出迎えや見送りは会員自身で行ってください。
4. 来訪者への施設の案内は、会員自身で行ってください。
5. 来訪者を入室させる場合は、会員の責任で来訪者に本規約および施設利用ルールを遵守させてください。

第10条 その他の注意事項

1. 会員宛の電話の取り次ぎはおこなえません。特定の会員種別に付与される専用電話を除き施設の電話番号を会員自身の電話番号として登録することはできません。
2. 施設内はすべて禁煙です。

第11条 禁止事項

本規約の各条に定められているほかに、下記行為を禁止します。

- (1)法令、公序良俗および一般常識に反する行為
- (2)宿泊施設代わりの利用(連日の宿泊、許可のない調理器具の持込みおよび使用等)
- (3)許可されたイベント以外でのアルコールの持ち込み、摂取
- (4)他の会員の方が不快と感じる利用行為(配慮に欠ける飲食行為、ごみの滞留、来訪者の利用方法等)
- (5)運営者、会員の方、または第三者に不利益や損害を与える恐れのある行為
- (6)当施設での宗教活動、政治活動、またはそれに関連・類似する組織などへの勧誘
- (7)動植物を運営者の許可なく持ち込む行為
- (8)運営者、他の会員の方、来訪者、近隣住人等に対して迷惑をかける、誹謗・中傷する、名誉・信用を傷つける行為
- (9)一般個人を顧客対象とする商行為において、施設の維持管理に懸念を生じさせる行為
- (10)ネットワークビジネスなどに関する勧誘、販売、その他一切の営業活動。一見してネットワークビジネスなどと誤解を受ける活動
- (11)アダルトサイト、出会い系サイトなどに関連する活動
- (12)18歳未満の方を入室させる行為
- (13)運営者より貸与されたIDカード、鍵類を第三者に譲渡、貸与すること
- (14)運営者より通知された各種パスワードを会員本人以外の他の者と共有すること、またその恐れがある状態に置くこと
- (15)施設内に、爆発性・発火性・危険性・不潔悪臭のある物品を持ち込むこと
- (16)造作、設備の新設、除去、変更、その他スペース内において原状を変更する行為
- (17)共用部(掲示板以外)および専用部の窓ガラスなどに、運営者の許可なく掲示物を貼る行為
- (18)高額な貴金属、宝飾品などの物品を持ち込む行為
- (19)その他、本規約およびガイドブックの定めに鑑み、運営者が不相当と判断する行為

第12条 契約の解除

1. 運営者は、会員において次の各号の一つに該当する行為または事実があった場合、会員に対し何等の催告を要せず利用契約を即時に解除し自動的に退会させることができます。尚、運営者が被った実損害がある場合は、運営者は会員に対し損害賠償額を請求できます。
 - (1)会費およびその他の支払を1ヶ月以上滞納したとき
 - (2)前号を除く本規約の一つにでも違背したとき
 - (3)監督官庁より営業停止または免許もしくは登録の取り消し処分を受けたとき
 - (4)合併によらないで解散したとき

- (5)仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは公租公課の滞納その他の滞納処分を受け、またはこれらの申立処分、通知を受けたとき
- (6)支払停止・支払不能もしくは債務超過の状態に陥りまたは破産、会社更生手続および民事再生手続(利用契約締結後に改定もしくは制定されたものを含む)の申立て原因を生じ、またはこれらの申立てを受け、もしくは自らこれらの申立てをしたとき
- (7)運営者の信用を著しく失墜させる行為をしたとき
- (8)会員または会員の代理人・使用人、実質的に経営権を有するもの、または取引先等が暴力団等反社会的勢力関係者であると判明したとき
- (9)当施設の通常の使用範囲を逸脱する行為を行ったとき
- (10)当施設およびその他付帯する設備、または機材や共有部分を汚損、破損または滅失したとき
- (11)本規約第3条による届出等、運営者に対する届出に虚偽があったとき
- (12)その他会員の信用が著しく失墜したと運営者が認めたとき

第13条 契約の解約

1. 会員は退会希望日の1か月前までに書面により運営者に届け出た上で、退会希望日までに、IDカード等貸与物を返却することによりいつでも利用契約を解約し退会することができます。ただし退会月の会費および未払金は、その全額を支払う必要があります。
2. 運営者は、当施設の閉鎖または移転などにより利用契約を解約する必要が生じたときは、6か月以上前に会員に通知します。この解約により会員に何らかの損害が生じた場合でも運営者は一切の責めを負いません。

第14条 契約の終了

1. 天災地変その他の不可抗力により、当施設の全部または一部が滅失もしくは毀損して使用が不可能になった場合、利用契約は終了します。
2. 前項により会員が被った損害について、運営者は一切の責めを負いません。
3. 原因の如何を問わず利用契約が終了したときは、会員は契約終了日までの会費および当施設利用に付随して発生した費用を運営者に支払います。

第15条 明け渡し

原因の如何を問わず利用契約が終了したときは、会員は運営者から貸与を受けた鍵等を返却し次の各号の定めに従い施設を明け渡すこととします。

- (1)会員は期間の満了、解約、解除その他の理由により利用契約が終了する場合、施設内に持ち込んだ会員所有の物品一切を自己の費用をもって撤去するものとします。
- (2)契約終了と同時に会員が明け渡しを履行しない場合は、運営者は会員の負担によりその所有物品を処分することが出来ます。
- (3)会員は明け渡しに際し、その事由、名目如何にかかわらず移転料、立退料、営業権の権利金等一切の請求を運営者に対して行ないません。

(4)会員は、利用契約終了と同時に明け渡さない場合は、利用契約終了の翌日から明け渡し完了に至るまでの会費および会費と同額の損害金および明け渡し遅延により運営者が被った損害を賠償しなければなりません。

(5)会員は当施設住所を自己の本店住所または支店所在地として使用している場合は、退会のとしまでに、その使用を停止し、商業登記簿に記載の際は移転登記するものとします。

第16条 秘密情報

1. 秘密情報とは、開示者が開示の意思表示をしたか否かにかかわらず会員が知り得た運営者および他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
2. 当施設は、不特定多数が利用する施設であるため、会員に関わらず第三者との間で会話や情報交換が成されます。よって会員は、自らの責任で秘密情報を管理しなければなりません。万が一、会員の秘密情報が漏洩した場合であっても、運営者は一切その責任を負いません。
3. 会員から受けた個人情報について、運営者は法令や当施設の Web サイトに掲載した個人情報保護方針に基づき厳重に管理する義務を負います。
4. 次の各号に該当することを会員が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後被開示者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 被開示者が、開示者もしくは第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに被開示者が保有している情報
 - (4) 被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

第17条 守秘義務

1. 会員が、秘密情報を得た場合、会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の許可なくソーシャルネットワークサービスや、各自の Web サイトやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示、漏洩、公開、または利用してはなりません。会員が本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、運営者はその責任を負いません。
2. 会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より秘密情報の開示を要求された場合、直ちに開示者に通知し、法的に開示を拒むことができない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、会員は、当該秘密情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、開示者に対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。
3. 会員は、秘密情報について、複製、複写などの行為をおこなってはなりません。また、秘密情報について、シュレッダーで破棄するなど各自で責任をもって処分をしなければなりません。
4. 会員は、当施設の利用のために運営者から通知を受けたパスワードを、第三者に開示してはいけません。

第18条 免責事項

1. 施設利用中の言動は、すべて自己責任でおこなってください。施設を利用されたことに起因するあらゆる損害（直接・間接を問わず）、クライアントや会員同士のトラブル等に対して、運営者はいかなる責任も負いません。
2. 貴重品や荷物の紛失・盗難について、運営者はいかなる責任も負いません。
3. 忘れ物は一定期間保管しますが、運営者はいかなる補償もしません。会員からの申し出がない場合は、運営者はその裁量で処分できるものとします。
4. 当施設は、天災、人災、停電、設備の保障・故障、交通機関のトラブル、仕様変更による内装工事、その他の諸事情によりサービス利用の提供を一時停止する場合があります。これにより、会員に何らかの損害が生じたとしても、運営者は一切責任を負わないものとします。
5. 近隣からの工事音・騒音・振動・その他の妨げに対して、運営者はいかなる責任も負いません。

第19条 本規約の変更

運営者は、会員に対する事前の通知をしたうえで本規約を改定できるものとし、本規約の改定後は、改定後の本規約を適用するものとします。

本規約の変更は当施設の Web サイトに掲載した時点より効力を生じるものとします。

第20条 準拠法・管轄裁判所

当施設の運用に関する事項はすべて日本法によるものとし、会員と運営者間で利用契約につき紛争が生じた場合には、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

運営者

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地

烏丸中央ビル

2017年4月1日：施行

2018年9月27日：改定

2019年5月22日：改定

FVC Mesh KYOTO 会員種別一覧

※1グループ(同一の方を申込責任者とする単位)あたり、【5名】の会員登録を上限とします。

2019.5.22更新
金額：税込表示

	会員種別① growth会員	会員種別② freeデスク会員	会員種別③ myデスク会員	会員種別④ plus 1会員	会員種別⑤ SOHO会員	会員種別⑥ SOHOファミリー会員
入会手続き	各種書類提出			本人確認書類のみ	各種書類提出	本人確認書類のみ
	入会面談					
	適用条件	・FVC Founders Program(6か月)の全受講 ・募集時期 半年に1回 ・募集人数 各回10名程度	—	—	・会員種別②、③の方が申込責任者としてお申込みください。 ・申込責任者と同一の事業を行う方が対象となります。 ・支払は申込責任者に請求いたします。	—

基本料金	入会金 (事務手数料)	¥10,000	¥10,000	¥10,000	(¥5,000)	¥40,000	(¥5,000)
	月会費	¥5,000(29歳以下) ¥10,000(30歳以上)	¥15,428	¥30,857	¥7,200	¥86,400	— (会員種別⑤月会費に含まれます。)
	退去費用	—	—	—	—	● クリーニング費用 ※月会費の0.5か月分	—

※入会時には、入会金+2か月分の費用(口座引き落とし手続き完了まで)をお支払いいただきます。

基本機能	利用期間	6か月限定 ※FVC Founders Program 受講期間	入会時は最低3か月、その後1か月単位で自動継続			
		受講終了後、施設利用の継続を希望する場合は他の会員種別に切り替えいただけます。	—	※申込責任者である会員種別②、③の方が退会する場合は、同時に自動退会となります。	—	※申込責任者である会員種別⑤の方が退会する場合は、同時に自動退会となります。
	利用可能時間	24時間365日				
	専用スペース	なし	● 固定席	なし	● 個室	
	利用可能な席	オープンスペース内のmyデスクを除くすべての席	会員が指定した特定の席、他	オープンスペース内のmyデスクを除くすべての席	個室内 オープンスペース内のmyデスクを除くすべての席	
	備品の設置	—	—	● 机上下の範囲 ※机上100cmまで	—	● 個室内 ※壁面やガラス面を完全に覆う設置は不可
IMによる支援	定期的なミーティングの実施が必須 (FVC Founders Programの一環として実施)	会員の方の希望に応じ、無料で事業相談に対応 ※予約制				

住所利用	登記住所利用	— (6ヶ月限定プランのため)	●	●	—	●
	郵便ポスト	—	●	●	—	●
	宅配BOX利用	—	●	●	—	●

※住所利用には別途手続きが必要となります。法人や団体を設立した場合、社名を変更した場合は受付までお申し出ください。届け出の無い法人宛の郵便物、宅配物は配達業者がお届けできません。

登録人数	メンバー追加 ※	—	● plus1会員【1名】	● plus1会員【1名】	—	● SOHOファミリー会員【2名】	—
		—	1名枠を超える場合、freeデスク会員として追加可能です。		—	2名枠を超える場合、freeデスク会員として追加可能です。	—

FVC Mesh KYOTO オプションサービス一覧

2019.5.22更新

金額：税込表示

●有料、○無料

	No.8,9,10,11,12,17については、別途申し込みが必要となります。			利用料金		会員種別					
				課金単位	金額 (税込)	growth 会員	f reeデスク 会員	myデスク 会員	SOHO 会員	SOHOファミリー 会員	
通信 関連	1	インターネット回線		—	—	オープンスペース：施設内WiFi			個室：有線回線 オープンスペース：施設内WiFi		
	2	電話・FAX		—	—	Fax(送信)のみ施設内の複合機を利用可能			個室内に個別回線有り (利用実費分のみ別途課金●)		
	3	複合機	各階	①白黒（コピー、プリントアウト）	1枚	¥10	●	●	●	●	●
				②カラー（コピー、プリントアウト）	1枚	¥40	●	●	●	●	●
③FAX（送信）※国内のみ対応				1枚	¥50	●	●	●	●	●	
④スキャナー				—	—	○	○	○	○	○	
応接 関連	4	プロジェクトルーム	各階	・【計2か所】（定員 2階：8名、3階：12名）	1時間	¥1,000	●	●	●	●	●
	5	ミーティングルーム	各階	・【計3か所】（定員 2階：3名、3階：4名） ・利用時間 1回あたり2時間目途、予約制	—	—	○	○	○	○	○
	6	プロジェクター	受付	・貸出可能数【1台】	—	—	○	○	○	○	○
	7	スクリーン	受付	・貸出可能数【1枚】	—	—	○	○	○	○	○
	8	一日利用	受付	・対象：会員の事業パートナーの方(条件有)	1名1日	¥1,080	○	○	○	○	—
	9	銘板設置	ビル 1階	・ビル1階エレベーター前に社名を掲示 ※掲示スペースの都合により数に限りがあります。	初期費用	¥15,428	—	—	—	●	—
月額					¥2,057	—	—	—	●	—	
荷物 関連	10	ロッカー	2階	・貸出可能数【11箱】 ・A4サイズまで収納可能	月額	¥3,086	●	●	●	—	—
	11	荷物置きスペース	2階	・貸出可能数【3棚】 ・大型物品等の備え置きに	月額	¥5,400	●	●	●	—	—
	12	展示用棚	2階	・団体・グループの活動報告や作品PRに利用できます。	月額(1枠)	¥1,080	●	●	●	●	—
月額(3枠)					¥2,160	●	●	●	●	—	
13	作業台	各階	・シュレッダー、裁断機、各種文房具、作業台	—	—	○	○	○	○	○	
	14	図書	各階	・会員持ち寄り図書多数あり	—	—	○	○	○	○	
	15	キッチン	3階	・電子レンジ、食器・備品等	—	—	○	○	○	○	
	16	冷蔵庫	各階		—	—	○	○	○	○	
	17	駐輪場	2階	・貸出可能数【12台分】	月額	¥3,240	●	●	●	●	●